

**環境保全型農業直接支払交付金  
東京都 中間年評価報告書**

**第1章 交付状況の点検**

項目		27年度	28年度	29年度 (見込み)	点検
実施市町村数		0	1	1	27年度、実施市町村数がなかったが、28年度より1市で実施。 実施面積は、横ばい。 記帳等に手間がかかるなどの理由から、取組農家の増加には至っていない。
実施件数		0	1	1	
交付額計(千円)(*1)		0	70.4	70	
実施面積計(ha)		0	0.97	0.92	
水稲(ha)			0.18	0.18	
麦・豆類(ha)					
いも・野菜類(ha)			0.69	0.64	
果樹・茶(ha)			0.10	0.10	
花き・その他(ha)					
カバークロップ	実施件数		1	0	複数取組支援終了による減。
	実施面積(ha)		0.10	0	
	交付額(千円)(*1)		8	0	
堆肥の施用	実施件数		1	1	複数取組支援終了による減。
	実施面積(ha)		0.20	0.10	
	交付額(千円)(*1)		8.8	4.4	
有機農業	実施件数		1	1	カバークロップ等の減により、実施面積が増。
	実施面積(ha)		0.67	0.82	
	交付額(千円)(*1)		53.6	65.6	
地域特認取組(*2)					
バンカープラ ントの植栽	実施件数		0	0	当地域には、バンカーの取組はみられない。
	実施面積(ha)		0	0	
	交付額(千円)(*1)		0	0	
特別栽培農産物 認証状況(*3)	栽培面積(ha)				エコファーマーは、都のエコ農産物認証制度への移行により減少している。
	農家数(戸)				
エコファーマー認定件数		248	116		

## 第2章 環境保全効果等の評価

### 1 地球温暖化防止効果

項目	実施件数	調査件数	単位あたり 温室効果ガス削減 量 (t-CO2/年/ha) ①	実施面積 (ha) ②	温室効果ガス削減量 (t-CO2/年) ①×②
カバークロープ	0	0	—	0	
堆肥の施用	1	1	0.11	0.2	0.022

#### 地域特認取組(\*)

バンカープランツの植 栽	0	0	—	0	—

#### 【評価】

堆肥の施用の取組における、単位当たりの温室効果ガス削減量は、0.11 t /ha/年であり、実面積を乗じた削減量は0.022 t /ha/年であった。実面積が小さいことから、その効果は小さくなった。

また、「見える化サイト」での総合評価では、温室効果ガスの排出量は、6.04 t /ha/年となったが、

標準的管理と比較すると、0.34 t /ha/年の削減効果がみられた(下表参照)。

結果(温室効果ガス総合評価)		あなたの管理	標準的管理 (初期設定)
土壌炭素の増減によるCO2(プラスが排出。マイナスが吸収)	tCO2/ha/年	-0.72	-0.61
N2O	kg-N2O/10a	0.21	0.28
同CO2換算	tCO2/ha/年	0.62	0.85
化石燃料由来のCO2	tCO2/ha/年	6.14	6.14
合計(プラスが排出。マイナスが吸収)	tCO2/ha/年	6.04	6.38

## 2 生物多様性保全効果

項目	実施件数	調査件数	実施面積 (ha)	調査結果			
				スコア		評価 (S~C)	
				実施区	対照区	実施区	対照区
有機農業	1	1	0.82	0	0	C	C
地域特認取組(*)							
バンカープランツの植栽	0	0	0	—	—	—	—
【評価】							
<p>生物多様性保全効果においては、有機農業（ネギ）の取組において、調査マニュアルによる生きもの調査を実施し、有機農業の取組でゴミムシ類等（ゴミムシ類）、クモ類に捕獲個体数を確認したが、スコア及び評価では、その差はみられなかった。</p> <p>生きもの調査結果(ピットフォールトラップによる)</p>							
作物	処理区	指標生物	個体数 (トラップ・7日)	評価基準 (スコア)	評価 (判定)		
ネギ	実施区 (有機農業)	ゴミムシ類等（ゴミムシ類）	1.5	0	C		
		ゴミムシ類等（ミイデラゴミムシ）	0	0			
		クモ類（コモリグモ類）	1	0			
		捕食性カメムシ類（オオカメムシ類）	0	0			
	対照区	ゴミムシ類等（ゴミムシ類）	0	0	C		
		ゴミムシ類等（ミイデラゴミムシ）	0	0			
		クモ類（コモリグモ類）	0	0			
		捕食性カメムシ類（オオカメムシ類）	0	0			

## 3 その他の環境保全効果

特になし

\*：その他の環境保全効果（例：地下水保全など）として該当するものがある場合のみ記載してください。

\*：適宜、図表や写真等も用いていただいてもかまいません。

## 4 環境保全効果以外の効果

## 第3章 地域特認取組の自己点検

### 1 バンカープランツの植栽

#### (1) 取組概要

取組内容	バンカープランツを植栽することで、生物多様性に効果のある取組		
交付単価 (*)	0 円/10a	実施件数 (*)	0
実施面積 (*)	0 ha	交付額 (*)	0 千円

\*：第1章に記載した29年度（見込み）の数値を転記してください。

（29年度を取組がない場合は直近年の実績を記載し、欄外には実績年度を記載してください）

#### (2) - 1 環境保全効果（地球温暖化防止効果）

単位あたり温室効果ガス 削減量(t-CO <sub>2</sub> /年/ha)①	実施面積 (ha)②	温室効果ガス削減量 (t-CO <sub>2</sub> /年)①×②
—	0	—

\*：第2章に記載した内容を転記してください。

#### (2) - 2 環境保全効果（生物多様性保全効果）

スコア		評価（S～C）	
実施区	対照区	実施区	対照区
—	—	—	—

\*：第2章に記載した内容を転記してください。

#### (2) - 3 その他の環境保全効果

特になし
------

### (3) 経費積算根拠

		経費の内容	10a あたり単価
増加する経費	資材費	・種子代（ソルゴー種子） 1kg 2,210 円（単価 2,210 円）	2,210 円
		・肥料代（有機配合肥料 888）12.6kg 1,285 円（単価 2,040 円）	1,285 円
		計①	3,495 円
	労働費	・施肥・耕うん 4 時間 × 単価 1,047 円	4,188 円
・除草 4 時間 × 単価 1,047 円		4,188 円	
・片付け 6 時間 × 単価 1,047 円		6,282 円	
	計②	14,658 円	
不要となる経費	資材費	・農薬代（馬拉ソン乳剤）5 回・成分 1,120 円（単価 1,220 円）	1,120 円
			計③
	労働費	・農薬散布 8 時間 × 単価 1,047 円	8,376 円
	計④	8,376 円	
掛かり増し経費（10a あたり）		① + ② - (③ + ④)	8,657 円

### (4) 総括

都内におけるバンカープランツの植栽の取組は、都内各地で実施されているが、本事業の実施地域での申請事例はない。そのため、27 年度の地域特認取組の申請時の経費積算根拠を記載した。

また、都では、IPM 技術としてバンカープランツの植栽を推進しているが、追加コストが負担となり、環境保全型農業に取組むナス生産者への普及率は低い。本技術は、特認取組の支援により、都の認証制度である「東京都エコ農産物認証制度」で化学肥料・農薬 50%低減及び無農薬無化学肥料栽培者への普及拡大が見込まれる。そのため、今後、本事業の取組市町村を増やすとともに、バンカープランツの植栽の取組を普及拡大していく。

## 第4章 取組に関する課題や今後の取組方向等

### 1 環境保全型農業に関する基本的な考え方

都では、「東京都環境保全型農業推進基本（平成27年3月改定）」において、環境保全型農業を東京の農業の基本として、都内のすべての生産者へ環境保全型農業の取組を促すとしている。また、平成25年度には、エコファーマー認定制と東京都特別栽培農産物認証制度を発展的な見直しを行い、「東京都エコ農産物認証制度」を開始し、これまでの認証総数（H29.1現在）は2,593点、認証生産者数は480人、認証農産物作付面積は283haとなっている。

### 2 課題と今後の取組方向

東京都の1戸当たりの経営耕地面積は、0.71haと全国の2.53haと比較して、1/3以下であり、経営規模は極めて小さい。本事業の農業者団体の1戸あたりの対象面積は、0.49haと更に小さくなる。そのため、交付額が少なくなり、所得の安定にはつなげていない状況にある。更に複数取組支援の廃止により、その課題はより深刻化する。

このような状況下で、今後は、環境保全型農業の取組を面的に行っている、関係市町村等に丁寧に説明を行い、本事業への取組市町村を増やしていく。

### 3 実施していない（実績のない）地域特認取組について

本事業の取組市町村が1市のみであり、地域特認取組の申請のない状況にあるが、都では、IPM技術としてバンカープランツの植栽を推進している。本技術は、特認取組で支援することにより、都内の環境保全型農業に取り組む生産者への普及拡大が見込まれるため、今後、取組市町村の増やすとともに、地域特認取組の実施市町村への働きかけを積極的に実施していく。

## **参考編**

### **1 環境保全型農業直接支払交付金に関する独自要件**

独自要件の設定は行っていない。

### **2 環境保全型農業を推進するための都道府県独自の支援事業**

第4章の1で記載したとおり、食の安全・安心を求める消費者の期待に応えるとともに、環境への負荷を軽減する観点から、「東京都エコ農産物認証制度」を平成25年度より開始している。

本制度は、都が定めた化学農薬と化学肥料の使用基準から25%以上削減、50%以上削減、不使用の3区分を設け、その区分に応じて生産された農産物を認証するとともに、これらの農産物には、認証マークを表示し、他の商品と差別化して販売できる仕組みとなっている。

生産者の生産情報は、エコ農産物販売PR集や都HPに掲載し、情報提供を行うとともに、東京特産食材使用店（飲食店）等へのエコ農産物の照会を行い、取引の促進を図っている。

### **3 都道府県第三者機関について**

平成28年度より本事業を開始したため、28年度の第三者委員会を開催していないため、本年度の中間報告結果をまとめ、平成30年2月の開催に向け、準備を進めている。